

呉市週休2日適用工事等実施要領

令和6年4月1日制 定
令和6年12月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に変わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、現場着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

オ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

キ 営繕工事におけるは週休2日適用工事及び対象期間等については、別紙1のとおりとする。

ク 農林土木工事における週休2日適用工事については、別紙2のとおりとする

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交代しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日/7日）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日を確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に、月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

- オ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。
- カ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。
- キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。
- （ア） 工場製作のみが行われている期間
- （イ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ク 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は休日としない。
- ケ 営繕工事におけるは週休2日交替制適用工事及び対象期間等については、別紙1のとおりとする。
- コ 農林土木工事における週休2日交替制適用工事については、別紙2のとおりとする

3 対象工事

(1) 週休2日適用工事

ア 発注者指定型

請負対象金額7千万円以上の建設工事等（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額7千万円未満の建設工事等（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日交替制適用工事」は、「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

4 発注方式

請負対象金額が7千万円以上の建設工事等は、原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制で実施するものとする。なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施するものとする。

請負対象金額が3億円以上の建設工事等（港湾工事、営繕工事及び農林土木工事は除く）は、完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制の受注者希望型で実施するものとする。

それ以外の建設工事等については、受注者希望型で月単位の週休2日又は週休2日交替制で実施するものとする。

5 実施方法

(1) 週休2日適用工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日又は完全週休2日適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 週休2日又は完全週休2日適用工事を実施する場合、その旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。

ウ 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとする。対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

エ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

オ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、完全週休2日、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

キ 工事着手までに受注者と監督員が協議した上で、週休2日交替制を行った場合、設計変更をすることができる。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日又は完全週休2日適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 週休2日又は完全週休2日交替制適用工事を実施する場合、その旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。

ウ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した計画書並びにその対象期間を明記した計画表を監督員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

エ 受注者は、上記ウで提出した計画書に、休日の取得状況を記入した「休日取得状況表（以下、「状況表」という。）」を、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

オ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、完全週休2日交替制、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、原則、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。ただし、完全週休2日（土日）対象工事については、原則、完全週休2日（土日）の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休2日（土日）対象工事について、完全週休2日（土日）の取組を希望しない工事については、直近の変更契約の際に、月単位の週休2日補正係数に変更する。また、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日補正係数により設計変更を行う。

発注者指定型で、月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

営繕工事においては、別紙1に定めるところにより、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

農林土木工事においては、別紙2に定めるところにより、補正を行うものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

表1、表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表6によるものとする。

発注者指定型の場合は、原則、月単位の交替制補正係数を乗じたもので発注する。ただし、完全週休2日交替制対象工事については、原則、完全週休2日交替制の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休2日交替制対象工事について、完全週休2日交替制の取組を希望しない工事については、直近の変更契約の際に、月単位の交替制補正係数に変更する。また、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の交替制補正係数により設計変更を行う。

発注者指定型で、月単位の交替制4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

営繕工事においては、別紙1に定めるところにより、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

農林土木工事においては、別紙2に定めるところにより、補正を行うものとする。

7 工事成績評定

発注者指定型において、受注者の責により、月単位の週休2日又は週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定を減点する。

なお、受注者希望型において、月単位以上の週休2日又は週休2日交替制に取り組んだ場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年12月1日の改正については、令和6年12月1日から施行する。
- 3 令和7年6月1日の改正については、令和7年6月1日から施行する。

表 1 土木工事積算基準適用工事※の場合の各経費の補正係数

週休 2 日適用工事	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
<u>完全週休 2 日 (土日)</u> 現場閉所率 28.5% (2 日 / 7 日) 以上	1.02	—	1.02	1.03
<u>月単位 (4 週 8 休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上	1.02	—	1.01	1.02
<u>通期 (4 週 8 休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上	—	—	—	—
週休 2 日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
<u>完全週休 2 日</u> 休日率 28.5% (2 日 / 7 日) 以上	1.02	—	—	1.03
<u>月単位 (4 週 8 休以上)</u> 休日率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上	1.02	—	—	1.02
<u>通期 (4 週 8 休以上)</u> 休日率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上	—	—	—	—

※諸経費体系が「公共（一般）」の工事

表 2 港湾請負工事積算基準適用工事※の場合の各経費の補正係数

週休 2 日適用工事 ／週休 2 日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
<u>4 週 8 休以上</u> 現場閉所率又は休日率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上	1.02	—	1.02	1.03

※諸経費体系が「公共（港湾）」の工事

※各積算基準適用工事の労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

表3 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		月単位	完全 週休2日 (土日)	月単位	完全 週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

表4 市場単価の補正係数（港湾工事）

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

表5 市場単価の補正係数（下水道工事）

名称	規格・仕様	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		月単位	完全 週休2日 (土日)	月単位	完全 週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設 及び支管取 付工	1.01	1.01	1.01	1.01

表6 土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		月単位	完全 週休2日 (土日)	月単位	完全 週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械施工	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02

営繕工事における週休 2 日適用工事等の実施について

1 用語の定義

(1) 週休 2 日

ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態を言う。

(5) 休日

週休 2 日交替制適用工事において、各技術者・技能労働者が 1 日を通して現場作業に従事していない状態を言う。

(6) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合。

(7) 休日率

対象期間内の技術者・技能労働者の休日日数の割合。なお、算定の対象となる技術者・技能労働者は、一時的（2 週間未満）に従事した者を除く。

(8) 4 週 8 休以上

ア 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休 2 日以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含める。

また、上記イにおける現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、休日率の算定においては、休日の日数に現場閉所及び現場休息の日数を含む。

2 積算方法等

(1) 補正方法

週休 2 日適用工事又は週休 2 日交替制適用工事において、対象期間中の現場閉所（現場

休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

なお、週休2日交替制適用工事においては、対象期間において現場に従事したすべての技術者・技能労働者の休日率の平均(小数第2位を切捨て)に応じた補正係数により補正する。

ア 月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)	1.04
イ 通期の週休2日適用工事及び週休2日交替制適用工事(4週8休以上)	1.02

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定型

・週休2日適用工事

月単位の4週8休以上を前提に、(1)アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を(1)イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

・週休2日交替制適用工事

通期の4週8休以上を前提に、(1)イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望型

月単位の週休2日適用工事(4週8休以上)を前提に、(1)アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の週休2日(4週8休以上)に満たない場合は、その達成状況に応じて、補正係数を(1)イに変更し、通期の4週8休にも満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に週休2日に取り組みことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

3 その他

(1) 週休2日交替制適用工事

営繕工事において、週休2日交替制適用工事を適用する際は、「現場閉所(現場休息)」は「休日」と読み替える。

農林土木工事における週休 2 日適用工事等の実施について

1 定義

(1) 週休 2 日適用工事

週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休（現場閉所日数の割合が 8 日／28 日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休 2 日交替制適用工事

週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が 8 日／28 日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態をいう。

2 経費の補正

(1) 週休 2 日及び週休 2 日交替制適用工事

表 2－1、表 2－2 に示す各経費の補正係数を乗じることとする。また、市場単価における補正係数については、表 2－3、表 2－4 によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表 2－5、表 2－6 によるものとする。なお、発注者指定型の場合は、4 週 8 休以上（現場閉所率又は休日率 28.5%（8 日／28 日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

(2) その他

労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

表 2－1

各経費の補正係数（土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事）

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費
週休 2 日（4 週 8 休以上）	1.02	1.02	1.02	1.05
週休 2 日交替制（4 週 8 休以上）	1.02	—	—	1.01

表 2－2 各経費の補正係数（治山林道必携適用工事）

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費
週休 2 日（4 週 8 休以上）	1.02	1.02	1.02	1.05
週休 2 日交替制（4 週 8 休以上）	1.02	—	—	1.01

表 2－3 市場単価の補正係数（土地改良工事積算基準適用工事）

名称	区分	補正係数
		週休 2 日／週休 2 日交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

表 2－4 市場単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名称	区分	補正係数
		週休 2 日／週休 2 日交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.03

表 2－5 土木工事標準単価の補正係数（土地改良工事積算基準適用工事）

名称	区分	補正係数
		週休 2 日／週休 2 日交替制
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物取りこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
橋梁塗装工		1.01

表 2－6 土木工事標準単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名称	区分	補正係数	補正係数
		週休 2 日	週休 2 日交替制
区画線工		1. 05	1. 05
排水構造物工		1. 05	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 05	1. 04
構造物取りこわし工	機械	1. 04	1. 04
	人力	1. 05	1. 05